

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応地方創生臨時交付金 学校給食費物価高騰対策事業【R7本省繰越分】	①目的・効果 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている学校給食費の値上分の一部を市が負担することにより、保護者の負担を軽減するとともに、栄養バランスや量を保ち、地場産物を活用した質の良い給食の安定的な供給を図る。 ②交付金を充当する経費内容 負担金、補助及び交付金 (うち、交付金15,300千円、一般財源1,016千円) ③積算根拠(対象数、単価当) ・負担金、補助及び交付金 【小学校】 R7年度まで:4,500円/月 R8年度から:5,600円/月 (うち、5,200円/月は国からの支援予定、国からの支援額5,200円/月を超える額400円/月について交付金充当予定。) 400円(補助後の差額分)×11か月×453人(塩田)=1,993,200円 400円(補助後の差額分)×11か月×825人(嬉野)=3,630,000円 【中学校】 R7年度まで:5,200円/月 R8年度から:6,700円/月 1,500円(値上げ相当分)×11か月(納付月数)×263人(塩田)=4,339,500円 1,500円(値上げ相当分)×11か月(納付月数)×385人(嬉野)=6,352,500円 合計:16,315,200円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 学校給食センター運営委員会、保護者 ※職員等は除く	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応地方創生臨時交付金 学校給食費物価高騰対策(中学校無償化)事業【R7本省繰越分】	①目的・効果 継続する物価高騰により、食料品を中心とした生活必需品の価格上昇が家計を圧迫しており、子育て世帯への影響は特に大きい。中学生を扶養する世帯においては、給食費が毎月発生する恒常的な負担となっているため、本事業により一定期間(令和8年10月～令和9年3月)の給食費を公費負担とすることで、子育て世帯の負担軽減を図る。 ②交付金を充当する経費内容 負担金、補助及び交付金 (うち、交付金1,000千円、一般財源0千円) ③積算根拠(対象数、単価当) ・負担金、補助及び交付金 【中学校】 R7年度まで:5,200円/月 R8年度から:6,700円/月 ※値上げ相当分についてはNo.2事業において実施中 5,200円×5か月(納付月数)×263人(塩田)=6,838,000円 5,200円×5か月(納付月数)×385人(嬉野)=10,010,000円 合計:16,848,000円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 学校給食センター運営委員会、保護者 ※職員等は除く	R8.10	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応地方創生臨時交付金 学校給食費物価高騰対策(中学校無償化)事業【R8補正分】	①目的・効果 継続する物価高騰により、食料品を中心とした生活必需品の価格上昇が家計を圧迫しており、子育て世帯への影響は特に大きい。中学生を扶養する世帯においては、給食費が毎月発生する恒常的な負担となっているため、本事業により一定期間(令和8年10月～令和9年3月)の給食費を公費負担とすることで、子育て世帯の負担軽減を図る。 ②交付金を充当する経費内容 負担金、補助及び交付金 (うち、交付金15,185千円、一般財源663千円) ③積算根拠(対象数、単価当) ・負担金、補助及び交付金 【中学校】 R7年度まで:5,200円/月 R8年度から:6,700円/月 ※値上げ相当分についてはNo.2事業において実施中 5,200円×5か月(納付月数)×263人(塩田)=6,838,000円 5,200円×5か月(納付月数)×385人(嬉野)=10,010,000円 合計:16,848,000円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 学校給食センター運営委員会、保護者 ※職員等は除く	R8.10	R9.3